

松本市いじめ防止等のための基本的な方針

平成 2 7 年 1 0 月
令和元年 9 月改定
令和 6 年 1 月改定

松 本 市
松本市教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I いじめの防止等のための基本的な考え方・・・・・・・・	3
1 いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 いじめ防止等の対策のめざす方向・・・・・・・・	4
II 「すべての子どもにやさしいまち」をめざして・・・・・・・・	6
1 松本市のめざす「子どもにやさしいまち」づくりのために・・・・・・・・	6
2 児童生徒が安心して登校でき、楽しく心豊かな学校生活を送るために・・・・・・・・	9
III いじめ防止等の対策のための具体的な取組み・・・・・・・・	11
1 市教育委員会の取組み・・・・・・・・	11
2 学校の取組み・・・・・・・・	12
松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校内）・・・・・・・・	15
松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校間）・・・・・・・・	16
3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組み・・・・・・・・	17
○相談機関・・・・・・・・	19
IV 重大ないじめが起こった時の取組み・・・・・・・・	20
1 重大事態の発生・・・・・・・・	20
2 調査・・・・・・・・	20
3 支援・・・・・・・・	22
4 再調査・・・・・・・・	22
5 再調査の報告を踏まえた対応・・・・・・・・	22
6 重大事態が起こった時の対応手順・・・・・・・・	23

はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。どの子どもにも、どの集団においてもいじめは起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。そして、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、まわりにいてそれをはやし立てたり、傍観者としてそれを見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

私たちは、「どの子にとってもたった一度しかない人生を、いのち一杯輝かせて生きて欲しい。」「困難や苦難に直面しても知恵と勇気をもって乗り越えていって欲しい。」「相手の気持ちを分からずに傷つけてしまった時も自己を振り返り成長して欲しい。」「仲間が嫌な思いをしている時に、友だちや教職員と協力し、保護者や地域の方の力も借りながら、自ら解決できる力をつけて欲しい。」そして、「それぞれが存分に自分らしさを発揮し、自立した一人の人間として成長して欲しい。」と切に願っています。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、子どもを取り巻くすべての大人が「いじめは絶対に許さない。」という意識を持ち、学校、保護者、地域、関係機関などがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、社会全体で取り組むことが重要です。

そこで、松本市・松本市教育委員会では、松本市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」という。）に基づく「すべての子どもにやさしいまち」の実現をめざし、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）」第12条に基づく「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）をここに策定します。

なお、この市基本方針は、いじめ防止法におけるいじめの定義に基づき、公立小中学校の児童生徒を対象に策定するものですが、いじめ問題の克服に向けて、松本市のすべての子どもが学校や地域などで安心して生きることができるよう、市・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、学校や地域の実情に応じた具体的かつ実効的ないじめ問題への取組みを推進していきます。

平成27年10月

松 本 市
松本市教育委員会

「松本市子どもの権利に関する条例」前文より

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができますようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

I いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校※に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ この市基本方針における「学校」とは、「松本市立小学校・中学校条例」（昭和39年条例第38号）に規定されている小中学校を範囲とします。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様には次のようなものがあります。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめ行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などですが、これらは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることがあります。しかし、これらの行為を見逃してしまうと、いじめが繰り返し行われたり、複数の者から行われたりする事態に発展し、いじめを受けた児童生徒は、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等を感じ、精神的に追い込まれていくことがあります。

また、「いじめは簡単には解決されない。」、「解決が不十分だと余計にいじめがエスカレートすることもある。」と感じている児童生徒もあり、自分からいじめを訴えないこともあります。このような状態をそのままにしておくと、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものに発展してしまう危険性があります。

(3) いじめの背景

いじめには、様々な要因がありますが、主な背景としては次のような状況が挙げられます。

ア 児童生徒相互の人間関係や教職員との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする学習環境において、十分な満足感や達成感を味わえていない。

イ 異年齢の子どもと遊んだり地域の活動に参加したりする機会が減少し、直接的な人間関係が希薄になることにより、社会性や協調性が育ちにくく、また相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない。」といった規範意識が育ちにくい。

ウ 児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌がらせなどが起こりやすくなっている。

エ パソコンゲームの普及により、殺したキャラクターが生き返るといったバーチャルの世界に浸る時間が多くなっていることで、質感・量感などを想像する力や相手を思いやる心情が育ちにくい状況が多くなっている。

いじめが起きたとき、迅速かつ的確な支援が必要であることは言うまでもありませんが、上記のような状況もいじめの要因ととらえて、未然防止の取組みを進めることが必要となっています。

2 いじめ防止等の対策のめざす方向

(1) 未然防止のための取組み

ア すべての児童生徒が安心して生活できる居場所があり、それぞれの子どもの良さが十分に認められ、生きがい、存在感を感じられる学校生活を送ることをめざして支援していきます。そのために、児童生徒が、「学校は本当に楽しい。」と感じられる機会を計画的、日常的に設けるとともに、いじめ防止を教育課程に位置付け、未然防止に努めます。また、仲間と共に学校生活を創り上げ、自分も大事な一員だと感じられるような自己有用感を持てたり、全教育活動の中で自己肯定感を高めたりすることができるようにしていきます。

イ すべての児童生徒が、相手や周りを気遣おうとする態度を身に付け、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を高められるよう取り組みます。そして、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら人間関係を築き、安心して学習やその他の活動に取り組める環境づくりをめざします。

(2) いじめの認知に当たって

いじめの認知に当たっては、まずいじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むことが大切です。同時に、日頃から大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努め、いじめを訴えやすい体制を整え

るなどして、見えにくい心理的・精神的な被害が見えるようにしていくことが必要です。

そして、いじめ問題に気付いた場合には、児童生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るように努める必要があります。このような気遣いが、日常的な未然防止につながります。いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいな出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが重要です。その際、「いじめ」という言葉でくくり、解決を急ぐことのないよう、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけるよう努めます。

学校では、いじめ防止法第2条の定義に基づき、いじめられた児童生徒の立場に立ち、複数の教職員で本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうか判断していきます。

(3) いじめが起こった場合

- ア 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大きな事態になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- イ いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることをめざします。
- ウ いじめをした児童生徒についても、健やかな成長を願い、いじめをした事実きちんと向き合い、相手の心情を十分理解できるような指導に努めるとともに、背景を探り、いじめを繰り返さないように、相手を思いやる心情を育んでいきます。そして、いじめられた児童生徒（被害者）との関係修復を図るとともに、その後の生活を温かく見守り、友だち、教職員、周囲の大人と関係が築けるように配慮します。

Ⅱ 「すべての子どもにやさしいまち」をめざして

1 松本市のめざす「子どもにやさしいまち」づくりのために

(1) 松本市の取り組み

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

【子どもの権利条例前文より】

松本市では、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあうことにより、子ども一人ひとりが輝き大切にされる子どもにやさしいまちづくりをめざしています。子どもの権利とは、「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「自分らしく生きる権利」、「参加する権利」など、子どもが健やかに成長するために欠かすことのできない権利です。

これらの権利は、誰もが生まれながらにして持っており、日本国憲法や子どもの権利条約で保障されています。

(2) 子どもにとって大切な権利と子どもの安全と安心

子どもの権利条例では、第2章と第3章で、子どもにとって大切な権利などについて、次のように定めています。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

子どもの権利条例では、子どもたちにとって大切な権利が保障されているとともに、安全な環境のもとで、安心して生活できる権利が尊重されています。

松本市では、子どものことを第一に考え、子どもがあらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、安全に安心して活動できるように、市教育委員会、学校、家庭、地域が子どもの権利条例に沿った施策を推進します。そのために、令和2年3月に策定された「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の8つの施策の方向に沿って、市や大人の役割を明らかにし、子どもにかかわる大人が連携、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるとともに、いじめ防止のための活動に取り組みます。

8つの施策の方向

施策の方向1 子どものいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり

かけがえのないいのちを大切にし、子どものいのちを守る取組みを推進します。

子どもの健康づくりの推進を図るとともに、遊び場づくり等を通して、子どもが自主的に自然に関わる環境を整えます。

施策の方向2 子どもの権利の普及と学習への支援

子どもの権利（条例や条約）について、多様な方法や場を通して切れ目のない普及・啓発に取り組みます。

小中学校や児童福祉施設の職員へ子どもの権利に関する情報を提供するとともに、子どもの権利について専門知識のある団体等と連携を取りながら学習支援を進めます。

施策の方向3 子どもの相談・救済の充実

「こころの鈴」について、子どもや子どもに関わる大人が、安心して相談できる体制や環境整備を進めるとともに、小中学校・高校や児童福祉施設等でわかりやすく効果的な普及・啓発に取り組みます。

子どもの権利に関する相談機関を充実するとともに、「こころの鈴」との連携を図り、子どもが安心して相談でき、効果的に救済されるように支援します。

施策の方向4 子どもの意見表明・参加の推進

子どもが市政や社会に対して意見表明するための環境づくりや、様々な機会や事業を通じ、子どもが意見表明や社会参加できるよう支援します。

小中学校の中で子どもが意見表明する機会をつくとともに、小中学校についても子どもの意見を反映する環境整備を進めます。

地域の行事や児童センター等で子どもが意見表明したり、主体的に参加できる環境整備を進めます。

施策の方向5 子どもの居場所づくりの促進

子どもの居場所の充実を図るとともに、困難を抱えた子どもや不登校の子どもの居場所の支援を充実させます。

子どもの居場所について、利用しやすくなるような環境整備を進めるとともに、施設職員のスキルアップを図ります。

施策の方向6 子どもが地域等で健やかに成長するための支援

子どもと地域の交流事業により、地域と子どものつながりをつくとともに、子どもが主語となる活動を地域で受け止め、促進するようにします。

子どもの権利の実現に向けて、地域全体で取り組むしくみづくりを進めるとともに、子どもが地域で安心して健やかに過ごせるように取り組みます。

施策の方向7 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもの思いや意見を大切にしながら、子どもがいろいろなことに何度でも挑戦でき、たとえ失敗しても再挑戦できる環境づくりを進めます。

子どもが安心して育つことができるように、行政は様々な支援を行います。

施策の方向8 保護者や支援者への支援の充実

保護者が家庭や地域等で安心して子育てができるように、行政は積極的な支援を行うとともに、子育て支援のための環境づくりを推進します。

子どもの育ちや学びに携わる職員等へのサポート体制を促進する等、子育て支援者等を支援するための環境づくりを推進します。

2 児童生徒が安心して登校でき、楽しく心豊かな学校生活を送るために

(1) 市及び市教育委員会が大切にしたいこと

- ア 学校や地域の実情に応じたいじめ防止等の取組みを、適切かつ効果的に行うように努めます。
- イ いじめの未然防止に力を入れ、すべての児童生徒が安心して登校でき、それぞれの児童生徒が、居場所のある、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校に働きかけます。
- ウ 市及び市教育委員会は、令和4年2月策定の松本市教育大綱にある「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、すべての児童生徒にとって「魅力ある学校づくり」の視点から小中学校をサポートします。
- エ どの学校の教職員も、共通した子どもへの温かな見方や接し方、声かけができるように松本市教職員研修計画に基づき、市及び市教育委員会は、研修会や講演会、学校訪問による指導などを実施します。どの教職員もそれまでの経験や指導観に縛られず、幅を広げ、子どもを観る目を養うとともに、教師としての柔らかな発想や思考を培うように、指導観の問い直しを推進します。

(2) 学校が大切にしたいこと

- ア 学校は、すべての児童生徒が、健全な社会性を育み、豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を思いやり、自分も相手も大切にすることをめざして、児童生徒が本来持っている良さや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進します。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育んでいきます。
- イ 学校は、松本市教育大綱に基づいて学校教育目標やグランドデザインと密接に関連させながら、全教職員が子どもを観る共通のまなざしをもって、各校独自の活動を展開していきます。
- ウ 教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、学校全体や「いじめ防止等の対策のための組織」などで情報を共有し、複数で判断し、対応していきます。
- エ いじめはあらゆる場面で起こりうることを考慮して、「不登校児童生徒支援シート」なども使って、欠席しがちな児童生徒の原因が「いじめ」にないか、常に全教職員が意識して対応していきます。また、教職員が児童生徒と向き合う時間を普段から確保し、児童生徒のわずかな変化を見逃さないようにします。

いじめに関する総合的な取組み

松本市子どもの権利に関する条例

松本市教育大綱 「子どもが主人公 学都松本のシンカ」

学都松本の主人公は子どもです

すべての子どもは、かけがえのない存在です。
すべての子どもは、自ら学び、成長していく力を持っています。
すべての子どもは、生まれ育った環境などに左右されることなく、
学びの機会が保障されなければなりません。
すべての子どもが、健やかに成長していく。
すべての子どもが、自由に自分を表現していく。
すべての子どもが、身近な大人の支援を受けることができる。
そして、
すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく。

学都松本は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします

松本市教育振興基本計画
松本市子どもにやさしいまち
づくり推進計画



学びに、遊びや体験を。

こども育成課

- 中学生以上を対象に、休日や放課後に利用できる「青少年の居場所」の開設
- 子どもたちの心と体、性の悩みなどに対応する「まちかど保健室」の開設
- インターネットやスマートフォンの適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶ「メディア・リテラシー講座」の実施
- 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」の開設
- 子どもの権利相談室「こころの鈴」の開設

こども福祉課

- 食事を中心とした居場所の提供

教育政策課 教育研修センター

- 人権感覚を振り返り、実践に生かすための学校人権教育の研修機会の確保
- 道徳の授業づくりに関する研修講座の実施
- 特別支援等の支援ニーズのある児童生徒への支援の在り方に関する研修講座の実施
- 問題行動の理解と対応に関する研修講座の実施
- 不登校児童生徒の理解と支援に関する研修講座の実施
- 学校や家庭以外の居場所として豊かな学びの機会を提供する「学都松本寺子屋」の開設

学校教育課

- 各学校の「いじめ基本方針」に基づく対応の依頼
- いじめを早期に発見するためのおよそ2か月に1度のいじめ調査を実施
- 医療との連携を促進する教育相談の実施
- 支援ニーズを早期に捉えるSSW（スクールソーシャルワーカー）によるスクリーニング会議の実施
- 「SOSの出し方に関する教育」の実施依頼
- 相談機関の周知
- 教育支援センター（市内4か所）や校内教育支援センターでの学びの機会の提供
- 生徒指導主事連絡協議会との連携のもと、いじめに対する組織対応の依頼

Ⅲ いじめ防止等の対策のための具体的な取組み

1 市教育委員会の取組み

(1) 各学校に対する指導・支援

- ア 学校支援室指導主事等が定期的に学校を訪問し、各校の状況把握に努めます。校長、教頭、他教員との面談を重ね、児童生徒一人ひとりの様子を多面的に把握できるよう支援します。
- イ 生徒指導主事連絡協議会と連携し、いじめ防止等のための取組みを推進します。特に、複数の学校間や人間関係の中で起きる事案や、インターネットによるつながりに起因する事案に対応するために、密接な連絡体制を築き、常に情報交換を行います。
- ウ いじめの早期発見のため、2か月に一度「いじめ・体罰等の実態調査」を実施し、児童生徒の実態把握に努めるよう各校に働きかけます。その上で、調査のみに頼ることなく、教職員が常日頃から児童生徒を丁寧に見守るように促します。また、発見したいじめについては、早期に事実確認をした後、全教職員が情報を共有して適切に対応するよう指導していきます。
- エ いじめが起きた場合には、いじめられた子を守ることを第一に、いじめた子の心情や立場にも寄り添いながら、両者の関係修復に努めるよう学校に促し、必要に応じて直接学校へ出向いての調査などをします。また、場合によっては学級編成替えや出席停止措置、児童生徒の就学校の変更の検討等、弾力的に対応します。

(2) 「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」

いじめ防止法第14条第1項では、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を条例により設置できることと規定していますが、松本市においては「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」をこの協議会として位置付けます。

「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」は、地方青少年問題協議会法第2条の所掌事務に加え、学校や地域におけるいじめの状況や各機関・団体等におけるいじめ防止等の取組みの状況等を把握するとともに、市及び学校に対して必要な措置等の提言を行います。

(3) 「松本市いじめ問題対策調査委員会」

協議会との円滑な連携の下に、市基本方針に基づく、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止法第14条第3項及び松本市いじめ問題対策調査委員会条例に基づき、教育委員会の附属機関として「松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置します。

調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関する審議、いじめ防止・早期発見及び解決への取組みや対応についての指導・助言に関する意見を述べることなどをします。

また、調査委員会は、いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態及び重大事故が発生した場合に、これに係る事実関係を調査するための組織とします。

2 学校の取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校における市基本方針の理解と活用

(ア) 学校は、「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」、子どもの権利条例及び市基本方針を熟読し、いじめ防止等の取組みに対する基本的な考え方をよく理解して、いじめ防止等の取組みの具体的な内容や年間計画を定めます。

(イ) 学校は、自校の「学校基本方針」をもとに、いじめを未然に防止するためのあらゆる教育活動を計画的、日常的に実施するとともに、学校評価などを活用して児童生徒の意識や意見を反映した見直しを定期的に行います。また、「学校基本方針」は年一回見直しを行い、必要に応じて修正することとします。

イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、また、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止等対策委員会」を中核に、下記のようないじめ防止等の取組みを実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員が参加するなど、柔軟に拡充を図ります。

< 日常の校内対応組織構成 >

<u>管理職（教頭）</u>	全体の統括・渉外
<u>教務主任</u>	年間計画の作成（調整）・検証
<u>生徒指導主事</u>	個別のいじめ事案への対応
<u>養護教諭</u>	いじめ事案への対応・相談窓口
<u>教育相談係主任</u>	いじめの相談窓口・情報の収集と記録
<u>学年主任</u>	各学年の取組み・個別事案の対応
事案の状況に応じて <u>学級担任</u> 等の参加	

※すべてにおいて構成員全員が集まる会議である必要はない。

< 年数回の連絡協議会の実施 >

学校評議員・PTA会長・地域の有識者 等

「松本市いじめ問題
対策連絡協議会」
による
指導・助言

(2) 未然防止の取組み

学校は、市基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、各学校におけ

る「いじめの防止等の対策のための組織」を中核に、全教職員が自校の「学校基本方針」を共通理解し、家庭・学校設置者・関係機関等との連携のもと、いじめの未然防止に努めます。

ア 授業を中心とした全教育活動における未然防止の取組み

- (ア) 学校は、未然防止の取組みの具体策を年間計画（グランドデザイン）等に位置付け、計画的に実施し、教科の授業、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などすべての教育活動においていじめを未然に防ぐ取組みを展開します。具体的には、児童生徒が自分の大切さを知り、いじめを拒否し、他に相談できる力を養います。更に、人の痛みを知っていじめをしない、他人のいじめを見逃さない力を養う取組みを進めます。
- (イ) 学級は、子ども同士や担任を含めた教職員との良好な人間関係を築きながら、学級づくりに重点を置いた取組みを進めます。学校生活における一番の基盤となる学級に、どの子にとっても居場所があり、所属感が感じられ、一人ひとりを大事にした集団としての心地よさを味わえるように努めます。
- (ウ) 多様な講師や団体に協力を求め、児童生徒が体験を通して、いじめのメカニズム（加害者、被害者、傍観者、その他）を学び、その辛さや残酷さを理解し、実際の生活でいじめが起きないように、また起きた時によりよい方法で解決していくことができるようにします。

イ 児童生徒の自主的な活動による未然防止の取組み

- (ア) 児童会や生徒会を中心に、児童生徒が自分たちでいじめや人権について考え、問題を解決していけるような取組みを行います。各学校の実情に応じ、どの委員会や学級でも取り組めるような活動を年間計画に位置付けます。

例：あいさつ運動、人権強調月間、〇〇学校いじめ撲滅宣言 など

- (イ) 各種団体の事業（ワークショップなどの授業）に参加し、グループワークやいじめについての寸劇などに取り組むことで、自分たちのクラスのルールづくりを進めるなど、自らの手でいじめの根絶に向けて動き出せるように取り組みます。

ウ 家庭との連携

家庭と連絡を取り合いながら、保護者と協力して子どもの置かれている状況の把握に努め、いじめの未然防止、早期発見につなげます。家庭において、子どもが発しているサインを見逃さないように、日々の細かな変化に気付いたら学校や関係機関に知らせ、連携して対応するなどの協力を求めます。

(3) いじめを早期に発見する取組み

学校は、市教育委員会と協力し2か月に一度「いじめ・体罰等の実態調査」を実施し、早期にいじめを発見できるように、日頃から児童生徒の実態把握に努めます。

特に、いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒は、自分から言い出せない状況にあることを念頭に置き、2か月に一度の調査だけでなく、日記や生活ノー

ト、子ども同士や教職員との何気ない会話ややりとりなどの中から児童生徒の様子を細かにつかみ、いじめを早期に発見していくよう努めます。

(4) いじめへの対応（いじめ対応の手順はP 15～16を参照）

自校の「学校基本方針」やその中の「いじめ対応マニュアル」にいじめへの対応フローチャートを盛り込むなど、内容の充実を図るとともに、全教職員が組織的対応の仕方を共通理解した上で、発見したいじめについては、早期に事実確認をした後、情報を共有して適切に対応します。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の心身の安全を確保した上で、情報を受けた教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応を行います。

また、家庭と密接に連絡を取り合い、解決に向けた取組みの段階を常に確認しながら、協力して対応します。

(5) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行うなど、情報端末機器の特性を理解するように努めます。また、ネット上のいじめに対応する子ども向けの研修等に取り組みます。

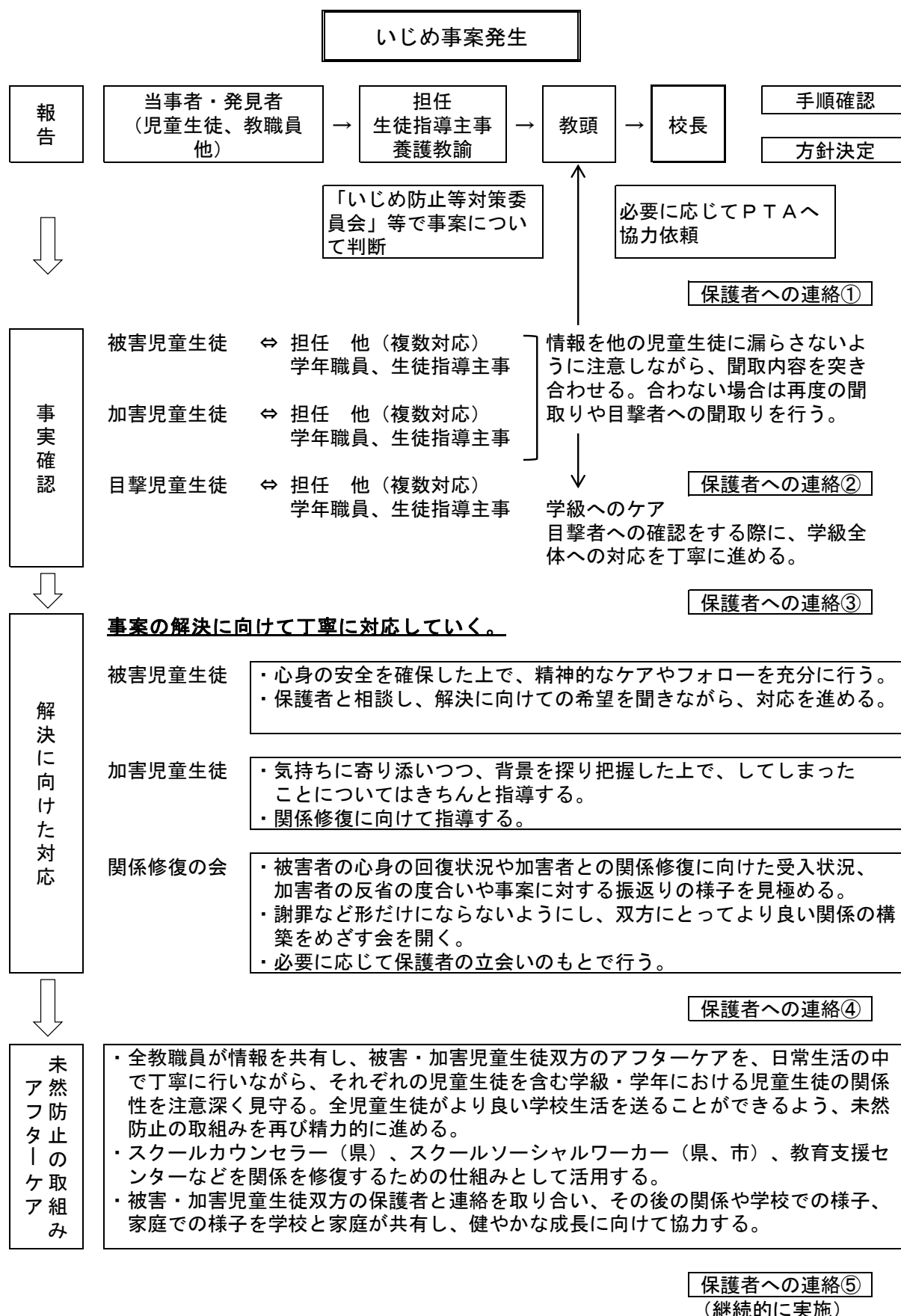
(6) 外部評価による発見

児童生徒、保護者、教職員自身による学校評価や教職員評価を積極的に行い、教職員の指導改善を図るとともに、教職員自らが指導のあり方を見つめ、児童生徒及び保護者への対応を再確認することにより、児童生徒の不安や困ったことにいち早く対応できる関係を築いていきます。

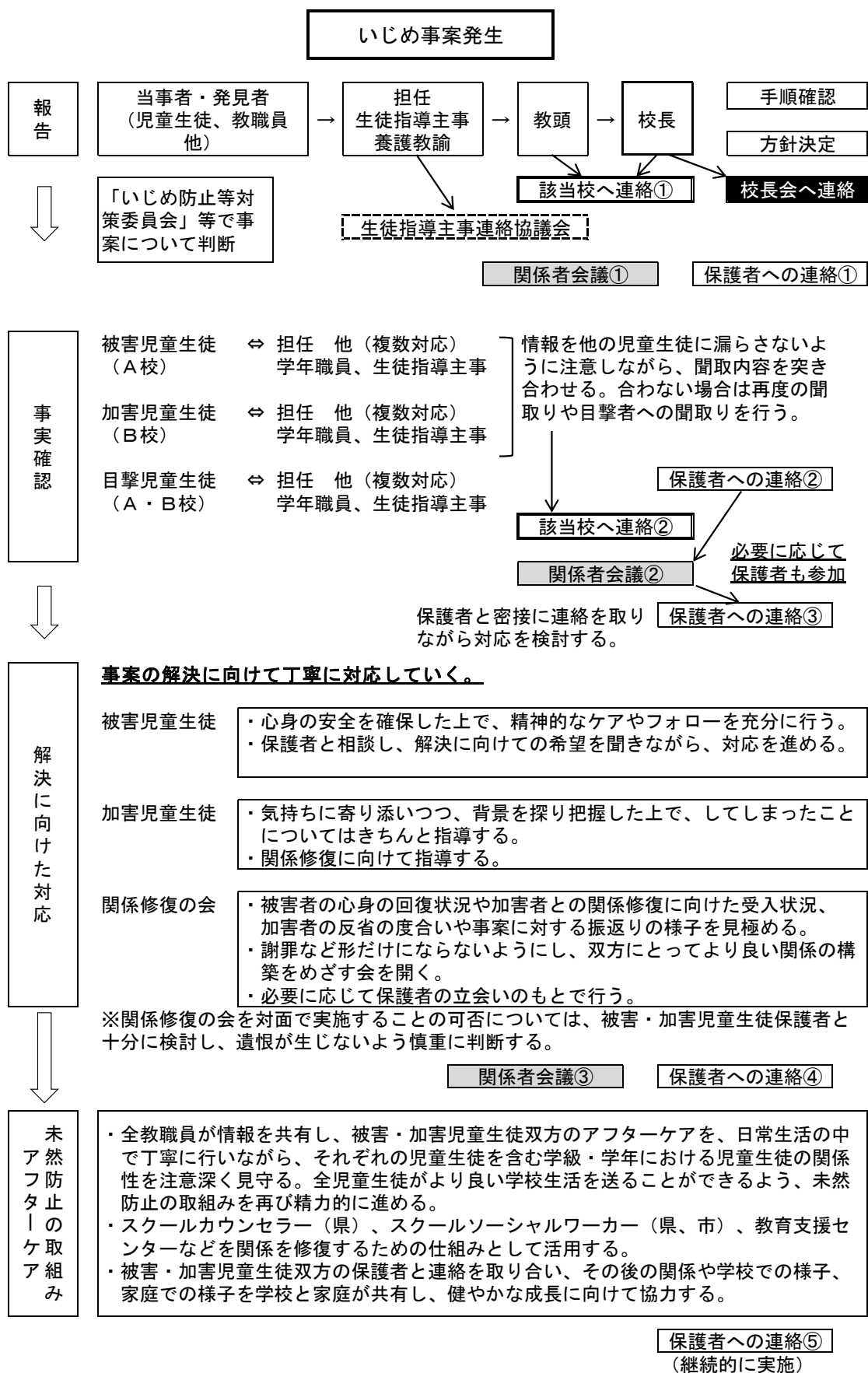
(7) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月文部科学省）を参考に、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることとします。

松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校内）



松本市公立学校におけるいじめ対応の手順（学校間）



3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携した取組み

いじめ防止等の取組みは、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携して様々な取組みを工夫することが有効です。

子どもの権利条例では、家庭、学校などの施設、地域での大人の役割が定められています。

第1章 総則

(市やおとなの役割)

第3条

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。

家庭の中では…

- ★保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。（第3条第2項）
- ★保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。（第8条）

地域の中では…

- ★市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。（第3条第4項）
- ★市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。（第10条第2項）
- ★育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。（第11条第3項）



学校などの施設の中では…

- ★育ち学ぶ施設関係者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。（第3条第3項）
- ★市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。（第9条第2項）
- ★市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。（第12条）

(1) 保護者の役割

- ア 子どもの教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整えます。更に、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。
- イ 保護者として、自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心、正義感などを育むよう努めます。
- ウ 子どもの様子の変化を察知できるよう、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係を築けるように、日頃から子どもとの関わりを多くもつよう努めます。また、子どものSNS等の利用状況について把握したり、インターネットの利用について家庭でルールを作るなど、適切な使い方について指導します。
- エ 子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われるときは、まず保護者自身が相談にのるなど子どもに寄り添うとともに、速やかに学校や相談機関に相談又は通報し、連携して早期解決を図ります。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取組みと連携

- ア P T A活動等によるいじめ防止等の取組みを推進します。
- イ 「地域の子どもは地域で育てる」考えの下、子どもが健やかに成長することを願い、あいさつ運動、ボランティア活動、地域の方と絆を深める活動等を通して、進んで児童生徒との関係をつくります。
- ウ 地域人材の学校教育活動への参画を促します。（コミュニティスクール、公民館活動、青少年健全育成事業、児童センターとの連携、地区懇談会等での子どもの状況の把握）
- エ いじめを発見したり、いじめがあると思われる場合は、速やかに市、学校又は関係機関に通報します。

(3) 関係機関・関係団体との連携

- 保護者、地域は、関係機関・関係団体との連携を進めます。
- ア 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、子育てや福祉に係る機関との情報交換等、日常的に連携を図ります。
- イ スクールサポーターの活用による防犯教室などを実施します。
- ウ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動を活用します。
- エ 相談機関として、次ページの諸機関があります。

○相談機関

名称	設置者	電話番号
教育相談	市教育委員会学校教育課 学校支援室	０２６３－３３－４３９７
松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」	市こども育成課	０１２０－２００－１９５
松本市子どものための相談 「まちかど保健室」	市こども育成課	０２６３－３４－３２９１ (予約制)
松本市自殺予防専用相談 「いのちのきずな松本」	市健康づくり課	０２６３－３４－３６００
教育相談電話	県中信教育事務所	０２６３－４７－７８３０
教育相談電話	長野県総合教育センター	０２６３－５３－８８１１
学校生活相談センター	長野県教育委員会	０１２０－０－７８３１０
長野県子ども支援センター	長野県県民文化部 こども・家庭課	０８００－８００－８０３５ (子ども専用)
		０２６－２２５－９３３０ (大人用)
長野県児童虐待・DV ２４時間ホットライン	長野県こども若者局こども・家 庭課	０２６－２１９－２４１３
児童相談・児童虐待相談	松本児童相談所	０２６３－９１－３３７０
子どもの人権１１０番	長野地方法務局	０１２０－００７－１１０
少年サポートセンター ヤングテレホン	県警本部	０２６－２３２－４９７０
	松本警察署	０２６３－２５－０７８３
ネットいじめ	県警サイバーセキュリティ戦 略推進室	０２６－２３３－０１１０
チャイルドライン	長野県チャイルドライン推進 協議会	０１２０－９９－７７７７
松本いのちの電話	社会福祉法人 長野いのちの電話（民間）	０２６３－８８－８７７６
長野いのちの電話		０２６－２２３－４３４３

Ⅳ 重大ないじめが起こった時の取組み

次に規定する事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応します。（P 23「6 重大事態が起こった時の対応手順」を参照）

いじめ防止法第28条第1項に規定する重大事態

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童等が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。

市教育委員会が規定する事態

3 事案の解決に向けた対応が長期化または複雑化した案件で、関係者のみでは解決が困難であると認めるとき。

※ 上記1から3については、児童生徒、保護者、学校関係者、教育委員会など、すべてのものが主体となります。

1 重大事態の発生

(1) 事案の情報収集・記録

重大事態が発生した場合、学校は、いじめ防止等のための組織が学校危機管理マニュアルを参考に、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を図ります。

(2) 市教育委員会への報告

学校は、いじめ防止法第30条第1項に基づき、事実確認の結果を速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告します。市長へ発生報告を行った重大事態のうち、総合教育会議の対象となった事案について、市教育委員会は、速やかに県を経由して国へ報告します。

2 調査

(1) 調査の主体の判断

市長は総合教育会議※を招集し、学校及び市教育委員会の対応の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒保護者の訴えなどを踏まえて今後の対応を協議し、この協議を踏まえて、調査の主体を判断します。

学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、市教育委員会が調査の主体となります。

重大事態について、調査の開始（調査委員会の初回開催日）が決定した際、市教育委員会（あるいは調査主体）は、調査の開始を、県を経由して国へ報告します。

※ 総合教育会議：市長及び教育委員会により構成され、市長が招集する会議。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第2項に「児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に構すべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこと」と規定されている。

(2) 調査組織

ア 市及び市教育委員会による調査

市教育委員会が調査の主体となる場合は「松本市いじめ問題対策調査委員会」が調査組織となります。

イ 学校による調査

(ア) 学校が調査の主体となる場合は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加えます。市教育委員会は、調査を実施する学校に対して、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。

(イ) 従前の経緯や事案の特性を鑑みて必要と判断される場合及びいじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、学校の調査に並行して、総合教育会議による調査を実施することもあります。

(3) 調査の実施

ア 調査は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することを目的に行います。

イ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聞き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、かつ網羅的に明確にします。学校は「いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか」、「いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「教職員はどのように対応してきたか」などの事実をしっかり向き合い、調査組織による調査に全面的に協力します。

ウ 万が一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景を調査します。背景の調査については、国の「いじめの防止等のための基本方針」にある「自殺の背景調査における留意事項」を十分配慮し、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時かつ適切な方法で報告します。その際、いじめを受けた児童生徒及び保護者と定期的に連絡を取り、調査の経過や見通しを知らせるよう留意します。

- イ 情報の提供や調査結果の報告にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報の保護を理由に説明を怠るようなことがないようにします。
- ウ 調査組織は、調査結果を速やかに総合教育会議に報告します。その際、調査組織が調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望した場合は、それを調査結果の報告に添えることとします。
- エ 重大事態について、重大事態調査報告書を市長へ提出した後、市教育委員会（あるいは調査主体）は、調査報告書を、県を経由して国へ提出します。

3 支援

総合教育会議は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等について協議し、市教育委員会は積極的に学校及び児童生徒を支援します。

4 再調査

市長は、法第28条第1項に基づく調査結果の報告を受けて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき附属機関を設けて調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査組織は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

5 再調査の報告を踏まえた対応

(1) 市議会への報告

いじめ防止法第30条第3項に基づく再調査を行ったときは、その結果を市議会に報告します。

(2) 措置等

市長及び市教育委員会は、いじめ防止法第30条第5項に基づき、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

「必要な措置」とは、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

6 重大事態が起こった時の対応手順

